

公益財団法人長野県スポーツ協会理事長 様

長野県知事 阿部守一  
長野県教育委員会教育長 内堀繁利

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する  
配慮について（依頼）

日頃は、長野県行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止対策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、7月29日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「病床、診療・医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定されました。

「感染拡大防止」と「経済社会活動」を両立していくためにも、医療機関・保健所に負担をかけない対応について、下記についてご配慮していただくとともに、貴団体に所属する皆様に対し、周知していただくようお願いいたします。

記

<現下の状況>

- ・オミクロン株のBA.5系統の感染拡大による医療ひっ迫を防止するため、自治体や医療提供体制の負荷を軽減する必要があります。
- ・医療機関（特に発熱外来）がひっ迫している中で、陰性証明を取得するために医療機関を受診する方が増加しています。
- ・医療機関や保健所で検査結果を証明する書類作成の負担が急増しています。

<県からの依頼事項>

- ① 感染した者が自宅等で療養を開始する際、当該感染した者から、医療機関等が発行する検査陽性の証明書等の提出を求めないでください。やむを得ず証明を求め必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関等が発行する証明書等ではなく、感染した者が自ら撮影した検査の結果を示す画像等で確認することとしてください。  
なお、症状のある人が医療機関を受診することを控えることを求めるものではありません。
- ② 感染した者が、療養期間（有症状者は発症日の翌日から10日間（かつ症状軽快後72時間）、無症状者は検体採取日の翌日から7日間（8日目解除））が経過した後に改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該感染した者が練習、イベント等に参加する場合、医療機関等による検査陰性の証明書等の提出を求めないでください。
- ③ 濃厚接触者となった者が、待機期間（5日間、抗原定性検査キットによる検査により、2日目及び3日目に陰性を確認した場合3日間）が経過した後に練習、イベント等に参加する場合、医療機関等による検査陰性の証明書等の提出を求めないでください。

健康福祉部感染症対策課感染症対応担当  
（課長）大日方 隆（担当）伊藤 博臣  
電話 026-235-7148（直通）  
ファクシミリ 026-235-7334  
E-mail kansen@pref.nagano.lg.jp

教育委員会事務局スポーツ課管理係  
（課長）北島 隆英（担当）磯貝 透  
電話 026-235-7447（直通）  
ファクシミリ 026-235-7476  
E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp